

建設工事等の入札参加資格審査申請の 申請項目・必要書類の共通化について

- 建設工事の必要書類のたたき台の「総合評定値通知書の写し」を「(入札参加資格審査の)申請日時点において、有効期間内で最新のもの」としていることについて、考えられる課題を全地方公共団体に照会(任意記入)。

調査結果

- 意見照会の結果、95団体(5.4%)から意見があった。
- 主な課題(意見の提出があったもの)

入札参加資格審査申請の申請日から資格付与日までに一定期間を要するため、申請日時点では有効な経審であっても、資格付与時点では経審の期限が切れる場合があり、事業者の実態と等級区分に差異が生じるおそれがある。

38団体

事業者毎に決算期が違いため、たたき台のとおり設定すると、経審の審査基準等に変更が生じた場合に、変更前の審査を受けた事業者と変更後の審査を受けた事業者が存在することになり、事業者間の公平な比較ができないことから、審査基準日を令和7年4月から令和8年3月のように区切った方がよい。

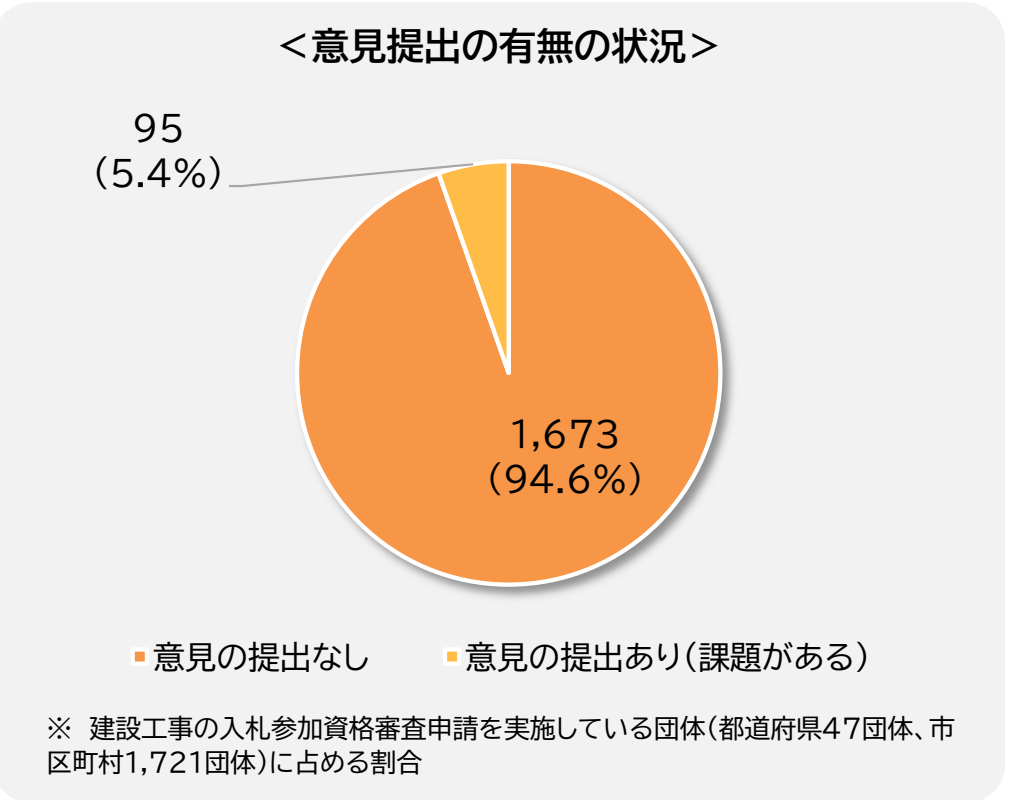
33団体

入札参加資格審査申請の申請期間に経審の結果が通知される事業者について、申請の時期によって、新旧の総合評定値通知書から有利なものを選択できるようになり、不公平が生じる。

8団体

経営事項審査情報をデータ連携により自動取得しているが、たたき台のとおり設定した場合、データ提供元の情報が常に最新ではないため、データ連携で取得できない場合が発生し、現在、総合評定値通知書の提出を求めている場合においても、新たに提出を求める必要がある。

3団体



入札参加資格の有効期間中に経審の有効期間が切れた場合の取扱いに課題がある(新たな総合評定値通知書の提出を求め、等級を変更(再審査)する必要があるのか)。

6団体

変更申請等の共通化の検討と併せて検討するか。

※ この他、「入札参加資格申請の申請期間において、経審を申請中の事業者の取扱いに課題がある」(2団体)、「要領・告示の改正が必要」(2団体)、「その他」(3団体)の意見があった。

検討

- 「入札参加資格審査申請の申請日時点で有効期間内で最新のもの」とすることについては、意見の提出がない団体が多数であることから、たたき台のとおりとすることが考えられるか。
- 「申請日時点では有効なものであっても、資格の付与時点では有効期間が切れる場合がある」との意見※について、別途検討している申請方法のたたき台においては、共通の資格の有効期間の開始日を4月1日、定期申請の受付期間を前年の10月1日から11月30日としているところ、申請受付期間終了日から資格の有効期間の開始日までの間(12月1日から翌年3月31日)に有効期間が切れる場合の取扱いについて、どのように考えるか。

※ 聞き取りによると、上記の意見の提出があった団体は、「資格の付与日時点で有効期間内で最新のもの」の提出を求める取り扱いとしており、資格付与日までに経営事項審査の有効期間が切れる場合には、新たに受審したものを追加で提出させるようにしている。

- 「経審の審査基準等に変更が生じた場合に変更前の審査を受けた事業者と変更後の審査を受けた事業者が存在することになり、事業者間の公平な比較ができないことから、審査基準日を一定期間区切った方がよい」との意見について、入札参加資格審査申請の趣旨は、地方公共団体が締結しようとする契約の適正な履行を確保するために、事業者の経営状況等を事前に確認することであり、この趣旨を踏まえると、総合評定値通知書はできる限り事業者の最新の経営状況が確認できる時点のものを提出させることが望ましいと考えられるか。



共通化の方向性

- 総合評定値通知書の写しについては、たたき台のとおり「入札参加資格審査申請の申請日時点で有効期間内で最新のもの」とするか。

総合評定値通知書の有効期間の取扱いについて(再検討)

構成員意見

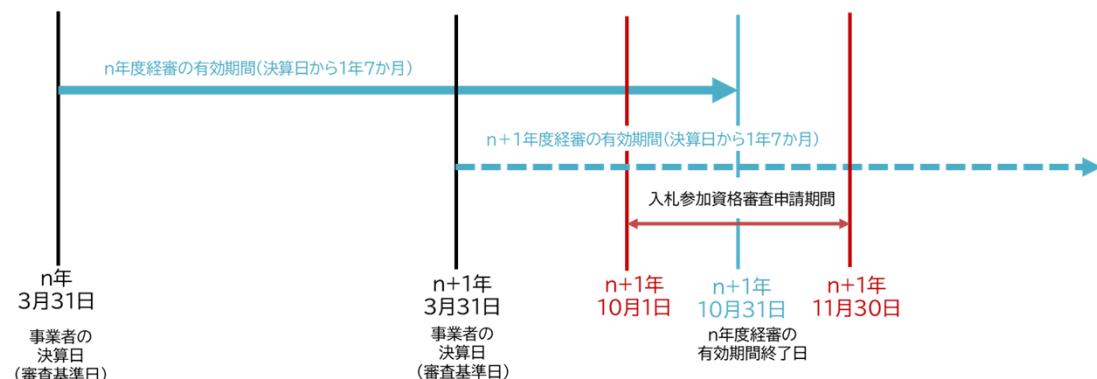
- 総合評定値通知書の基準日を「(入札参加資格審査の)申請日時点において、有効期間内で最新のもの」とした場合、経営事項審査の制度上の問題で特定の決算期の事業者の審査基準日が2期分存在することになり、事業者側で意図して基準日を操作できることになり、事業者間の不公平が生じるのではないか。

共通化の方向性(構成員意見を踏まえた修正)

- 提出する総合評定値通知書の審査基準日の終期を設定することにより、上記の課題は解決できると考えられるか。具体的には、総合評定値通知書の審査基準日の時点を「入札参加資格審査申請開始日の前日の属する事業年度の直前の事業年度の終了する日を経営事項審査の審査基準日とするもの」とすれば、審査基準日が1つに特定され、有効期間内で最新のものを確認できると考えられるか。
- これを踏まえ、総合評定値通知書の写しについては、「入札参加資格審査申請の申請日時点で有効期間内で最新のもの(入札参加資格審査申請開始日の前日の属する事業年度の直前の事業年度の終了する日を経営事項審査の審査基準日とするもの)」とするか。

<3月決算の事業者の場合>

※入札参加資格審査申請の申請期間は、n+1年10月1日～11月30日と仮定



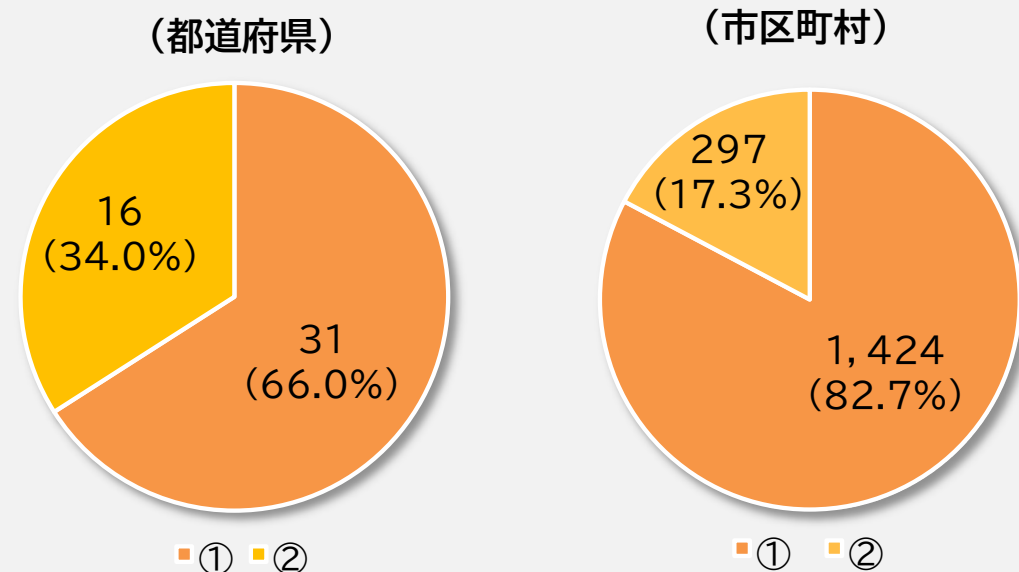
申請開始日の前日(n+1年9月30日)の属する年度→n+1年度
直前の事業年度となるn年度の終了する日→n+1年3月31日
であることから、提出する総合評定値通知書の写しは、**審査基準日がn+1年3月31日のものに特定される。**

- 建設工事の申請項目のたたき台の「希望する業種」の現状の設定状況について、以下の事項を全地方公共団体を対象に照会。
 - ① 建設業法の29業種を入札参加資格申請時の業種として設定している(29業種その他、「その他」等を設定している場合も含む。)
 - ② 独自の業種を設定している

調査結果

- 意見照会の結果、建設業法の29業種を入札参加資格申請時の業種として設定している団体は都道府県31団体(66.0%)、市区町村1,424団体(82.7%)となっており、特に市区町村において多くなっている。
- 一方、独自の業種を設定している団体のうち、小分類を設定している団体(149団体(47.6%))と小分類を設定していない団体(164団体(52.4%))は、同程度であった。
- 小分類を設定している団体における小分類の数については、最大で216業種を設定している団体もあり、団体ごとにばらつきがある。
- また、小分類を設定していない164団体においては、
 - ・29業種より多く業種を設定：47団体(28.6%)
 - ・29業種より少ない業種を設定：117団体(71.3%)
 となっている。
- このうち、29業種より少ない業種を設定している団体は、人口規模の小さい団体が多い傾向にある。

<建設工事の入札参加資格審査申請における業種の設定状況>



【凡例】

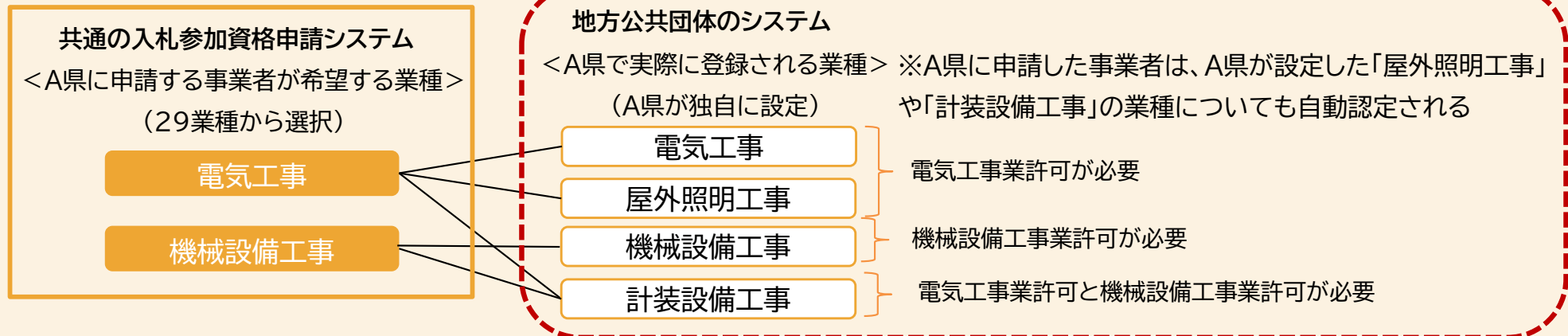
- ① 建設業法の29業種を入札参加資格申請時の業種として設定している
- ② 独自の業種を設定している

検討

- 意見照会の結果を踏まえると、建設業法の29業種については、多くの団体が業種として設定されていることから、**たたき台で大分類として設定した29業種については、修正する必要はない**と考えられるか。
- また、たたき台においては、大分類に加えて、選択申請項目として小分類を設定したところ、小分類のように、29業種よりも詳細な業種を設定している団体の業種は、団体ごとにばらつきがあるため、**一律に共通化するのは難しい**と考えられるが、**一定の共通化を図ることについて**どのように考えるか<論点①>。
- この点について、「各団体が独自の業種を設定してきていることを踏まえると、**小分類のような詳細な業種は共通化せずに、各団体が実情に合わせて自由に設定できるようにした方が各団体の実情に即した運用が可能となるのではないか**」との意見があったが、**地方公共団体が自由に設定できるようにすることについて**、どのように考えるか<論点①>。
- 一方で、現に、29業種を大きくくりして**29業種より少ない業種を設定している団体や、2つ以上の建設業許可が必要となるような独自の業種を設定している団体**においては、29業種に対応するための**業種の見直しや発注の工夫等が必要**となることについて、どのように考えるか<論点②>。
- 仮に、共通システムにおいて、事業者の希望する大分類の業種(29業種)のみを登録することとした上で、地方公共団体のシステムごとに独自に設定する業種とデータ連携を行うことで、**事業者が希望する業種を入力せずとも、該当する業種に自動で認定される**ような方法とすれば、地方公共団体が業種を自由に設定できるようにすることが可能になるが、このような手法についてどのように考えるか<論点③>。*

※ 項目・申請方法等検討部会(第12回)資料2 P16の意見

論点③の業種の設定に関する連携イメージ



論点

<論点①について>

- 小分類について、**地方公共団体が自由に設定できるようにする場合**には、意見照会の結果を踏まえると、都道府県のうち約3割、市区町村のうち約2割の団体でそれぞれ独自の小分類が設けられる可能性があり、特に**複数の団体に申請する事業者にとっては、申請に係る事務負担の軽減効果が小さくなる**と考えられるか。
- また、地方公共団体で独自に設定される**小分類を共通システム上で設定・管理する必要**があり、共通システムが保有するデータが膨大となると考えられるところ、**費用対効果を含めたその実現可能性**について、どう考えるか。
- なお、**小分類について一定の共通化を図る場合**には、たたき台で設定した小分類に、意見照会で追加すべきとの意見のあった業種から必要と考えられるものを加え、小分類の一覧を作成し、それらの中から**地方公共団体が任意に必要な業種を選択できるようにすることが**考えられるか。

<論点②について>

- 29業種を大きくくりして29業種より少ない業種を設定することや、2つ以上の建設業許可が必要となるような独自の業種を設定することについては、地方公共団体にとって柔軟な発注が可能になるといったメリットがあると考えられる一方で、個別の入札案件において必要となる建設業許可がない事業者は入札参加ができないこととなるなど、個別の入札時における対応が必要となることから、そのような設定を認めることについて、どのように考えるか。

<論点③について>

- 共通システムと各地方公共団体のシステムとのデータ連携による対応であれば、29業種を大きくくりして29業種より少ない業種を設定することや、2つ以上の建設業許可が必要となるような独自の業種を設定することができるようになるが、29業種よりも細分化した業種へ連携するためには、申請者に、さらに具体的な条件をあらかじめ入力させる必要が生じると考えられるか。
- また、上記の方法による業種の設定を可能とした場合においても、**事業者が建設業許可等を取得しているが、現実的に対応できない業務についても認定される**可能性があり、地方公共団体において指名競争入札における事業者選定等の入札事務等に支障が生じるおそれがあると考えられるか。また、事業者にとっても、自らが申請した29業種と、当該団体において登録される**業種が即座に判別できず、事務負担等が生じる**おそれがあると考えられるか。

業種の設定について(建設工事)①

構成員意見

(29業種で共通化すべきとの意見)

- 29業種以外の独自の業種が設定される場合、地方公共団体の審査に係る事務負担、事業者の申請に係る事務負担が増加することから、29業種で共通化した方がよい。
- 29業種以外の独自の業種については、区域内の事業者が入札参加しやすくなるように設定されているものと推察され、そのようなものであれば、共通システムではなく、地方公共団体で別の申請窓口を用意して、申請を受け付けるということも考えられるのではないかと。共通システムにおいては、29業種のみでよいのではないかと。

(独自の業種を設定している構成員からの意見)

- 29業種を細分化した独自の業種を設けることで、事業者の規模や発注する工事内容に応じて等級を分けることができ、適切な発注をすることができると思われる。
- 現在、県単位で行っている共同受付においては、建設業許可の取得状況を共通事項として確認しており、事業者が希望する業種については、各団体が設定し、個別に審査している。今回の共通化においても、建設業許可の取得状況のみを確認することとし、希望する業種については、各団体の任意とすること(独自申請項目とすること)も考えられるのではないかと。
- 現状の業種はコリンズの工種と紐づけて設定していることから、29業種よりかなり多くなっており、29業種で共通化することになると、審査事務や入札事務への影響が大きいと思われる。

(今後の検討の進め方に関する意見)

- 論点①について、小分類が多数設定された場合に、共通システムにおける事業者の入力が煩雑になり、申請に係る事務負担が大きくなると考えられ、これをどのように防ぐか検討する必要がある。
- 論点③のデータ連携が実現できれば、事業者側の共通システムへの入力も煩雑になることなく、地方公共団体側も自由に業種の設定ができるようになるのではないかと。その一方で、指名競争入札における事業者選定等の入札事務等に支障が生じる等の問題点があるものと思われる。
- まずは、論点③のデータ連携の実現可能性を検討した上で、実現が不可能であれば、論点①について、検討するという流れも考えられるのではないかと。

業種の設定について(建設工事)②

検討

- 意見照会の結果や構成員からの意見を踏まえると、**建設業法の29業種のみで共通化すること**については、以下のような点から、**合理性がある**と考えられるか。
 - ・ 建設業法の29業種については、建設業者の工事の実情を踏まえて設定されたものであり、業種ごとの許可により、建設業者の専門性の向上を図り、適正な施工能力を確保することが目的とされていることを踏まえると、入札参加資格審査申請における業種の設定も、施工に必要な業種の許可の有無を的確に判断することが求められていること
 - ・ 現に多くの地方公共団体が建設業法の29業種を設定しており、地方公共団体、事業者の双方にとって分かりやすいと考えられること
- 一方、**独自の業種を共通システム上で設定できるようにした場合**には、以下のような**課題がある**と考えられるか。
 - ・ 地方公共団体が独自の小分類を設定できるようにした場合、事業者の共通システムにおける入力が複雑になり、特に複数の団体に申請する事業者にとっては、共通化による申請に係る事務負担の軽減効果が小さくなると考えられること
 - ・ また、業種を共通化せず、独自申請項目とした場合、上記の課題がより複雑化し、共通化の効果が小さくなると考えられること
 - ・ 共通システムが保有するデータが膨大となると考えられるところ、費用対効果を含めたその実現可能性
- また、**論点③で示したデータ連携の機能を共通システムに設けること**については、29業種を大きくくりして29業種より少ない業種を設定することや、2つ以上の建設業許可が必要となるような独自の業種を設定することができるようになる一方、**29業種を細分化した業種については、それらの業種のうち、どの業種に登録を希望するのか事業者から別途の意思表示(申請項目の入力や書類の提出等)が必要となることや指名競争入札における事業者選定等の入札事務等に支障が生じる**といった課題がある。
- これらを踏まえ、共通の業種については、**「建設業法の29業種のみで共通化すること」と**するか。



共通化の方向性

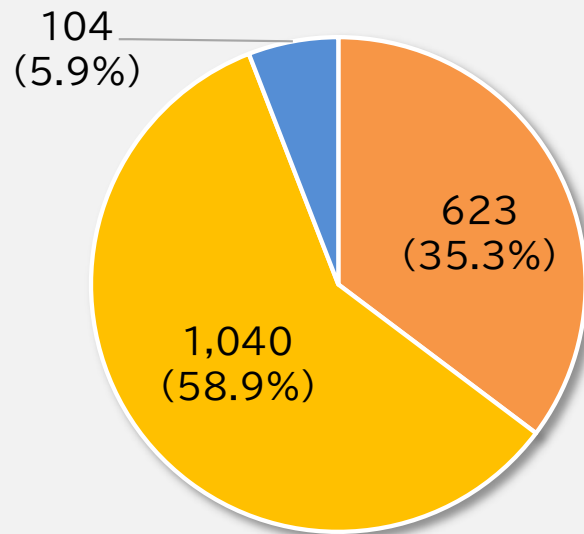
- 建設工事の共通の業種については、**「建設業法の29業種」と**するか。

- 測量・建設コンサルタントの申請項目のたたき台の「希望する業種」の現状の設定状況について、全地方公共団体を対象に照会。

調査結果

- 意見照会の結果、大分類に加えて小分類を設定している団体は都道府県39団体(83.0%)、市区町村1,040団体(58.2%)となっており、小分類を設定していない団体は都道府県8団体(17.0%)、市区町村615団体(35.8%)となっている。
- 業種数(小分類を設定している場合は大分類の業種数)については、5業種としている団体が477団体(28.7%)と最も多くなっており、5～7業種としている団体で1,139団体(68.6%)を占めている。
- また、小分類を設定している団体のうち、大分類の数を5～7業種と設定している団体の小分類の業種数は、10業種以下の団体もあれば、70業種以上の団体もあり、ばらつきがある。

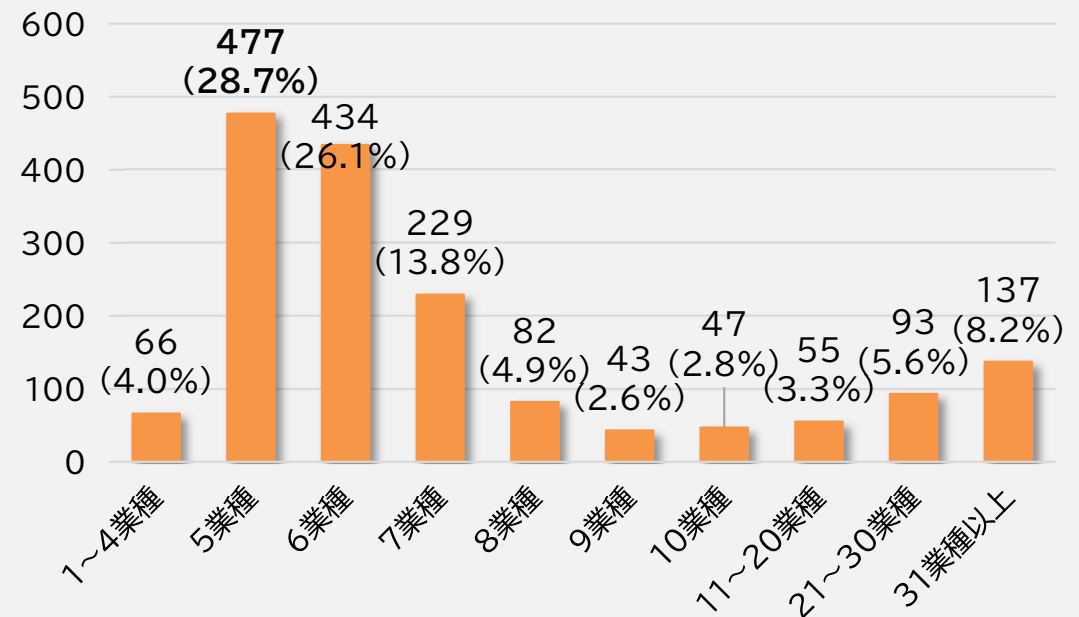
＜測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査
申請における業種の設定状況＞



- 大分類のみ設定
- 大分類+小分類を設定
- 業種を設定していない

※ 測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査申請を実施している団体(都道府県47団体、市区町村1,720団体)に占める割合

＜業種を設定している団体(1,662団体における)
大分類の業種数の状況＞



検討

- 意見照会の結果を踏まえると、以下の理由により、たたき台で大分類として設定した5業種については、修正する必要はないと考えられるか。
 - ・ 5業種としている団体が最も多くなっていること
 - ・ 6業種、7業種としている団体から追加すべきといった意見があった大分類の業種としては、「環境調査」、「草刈り業務・清掃」、「不動産鑑定」等であり、これらの業種については、物品・役務等の共通の業種(営業品目)として既に設定されており、物品・役務等の共通の入札参加資格審査申請において受付ができること
- 測量・建設コンサルタント等においても、小分類を設定している団体が多く、小分類のような詳細な業種は、団体ごとにばらつきがあり、一律に共通化するのは難しいと考えられるが、建設工事の論点①(P20)と同様に、一定の共通化を図ることとするか、地方公共団体が自由に設定できるようにするか、どのように対応することが考えられるか。

論点

- 小分類について、地方公共団体が自由に設定できるようにする場合には、意見照会の結果を踏まえると、都道府県のうち約8割、市区町村のうち約6割の団体でそれぞれ独自の小分類が設けられる可能性があり、特に複数の団体に申請する事業者にとっては、申請に係る事務負担の軽減効果が小さくなると考えられるか。
- また、独自に設定される小分類を共通システム上で設定・管理する必要があり、共通システムが保有するデータが膨大となると考えられるところ、費用対効果を含めたその実現可能性について、どう考えるか。
- 小分類について一定の共通化を図る場合には、たたき台で設定した小分類に、意見照会で追加すべきとの意見のあった業種から必要と考えられるものを加え、小分類の一覧を作成し、それらの中から地方公共団体が任意に必要な業種を選択できるようにすることが考えられるか。

業種の設定について(測量・建設コンサルタント等)①

構成員意見

- 建設コンサルタント及び補償コンサルタントについては、登録規程において部門が設けられているため、**小分類は登録規程に基づく分類だけ設定し、大分類の5業種以外のその他の業種については役務として整理することが考えられるか。**

検討

- 大分類については、たたき台で設定した5業種とし、5業種以外のその他の役務については、「役務」の資格として整理することが考えられるか。
- 小分類については、現に多くの地方公共団体において設定されていることから、共通化を図る必要性があると考えられる一方で、設定されている業種が団体ごとにばらつきがあり、**一律に共通化するのは難しい**と考えられる。
- **小分類を自由に設定できるようにする場合**には、事業者の申請に係る事務負担の増加や共通システム上で小分類の業種を設定・管理することについての課題があることから、小分類については**一定の共通化を図る必要があるか。**
- これを踏まえ、小分類については、たたき台で設定した小分類に意見照会で追加すべきとの意見のあった業種から必要と考えられるものを加え、案を作成し、**それらの中から地方公共団体が任意に必要な業種を選択できるようにするか。**
- ただし、大分類の「**建設コンサルタント**」及び「**補償コンサルタント**」については、国土交通省が定める登録規程において、登録部門が定められていることから、**当該部門のみを小分類として設定するか。**



共通化の方向性

- 測量・建設コンサルタント等の共通の小分類の案について、**全地方公共団体に意見照会をした上で、決定することとするか。**